

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成十九年十二月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

<p>特定非営利活動法人の名称</p>	<p>の代表者の氏名</p>	<p>主たる事務所の所在地</p>	<p>定款に記載された目的</p>	<p>定款変更の内容</p>	<p>申請の日</p>
<p>特定非営利活動法人日本ジンバブエ広島友好協会</p>	<p>梅田 茂</p>	<p>広島県安芸郡府中町千代九番一四号</p>	<p>この法人は、ジンバブエ国及び周辺諸国に対して、水及び電力等の供給をすゝめる為の調査、研究、開発事業や、文化、芸術、教育及び観光などの幅広い分野で交流事業を行うことにより、同国の産業経済の自立化と国民生活の安定化を促進するとともに、友好親善と相互理解を深め、もつて、国際協力など社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>・名称の変更 ・目的の変更 ・事業の変更 ・会員の種別の変更 ・理事の定数の変更 ・役員任期の変更 ・名譽理事の定数並びに名譽理事及び顧問の任期の変更</p>	<p>平成一九年 十二月一日</p>
<p>特定非営利活動法人わくわく会</p>	<p>植村 正盛</p>	<p>広島県三原市本郷町下北方三七五番地一</p>	<p>この法人は、地域において就労が困難な在宅障害者に対して、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスに関する事業を行い、障害者福祉に寄与することを目的とする。</p>	<p>役員定数の変更</p>	<p>平成一九年 十二月二日</p>